

**倉敷市琴浦公民館建替事業
要求水準書（案）**

平成31年1月24日

倉 敷 市

目 次

第 1 総則.....	1
1 本書の位置付け.....	1
2 本事業の目的.....	1
3 本事業の概要.....	1
4 遵守すべき法制度等.....	1
5 要求水準の変更.....	3
第 2 施設整備業務に関する事項.....	4
1 施設整備の基本方針.....	4
2 施設整備に係る基本要件.....	4
3 全体の要求水準.....	5
4 公民館の規模等に関する要求水準.....	7
5 各施設整備に関する要求水準.....	8
6 設計業務に関する要求水準.....	8
7 建設及び工事監理業務に関する要求水準.....	10
8 既存公民館の解体に関する要求水準.....	13
9 市民への説明業務.....	13
別紙 1 施設設計要領	15
別紙 2 公民館各室における設備（備品を含む）の整備区分.....	27
別紙 3 備品等の配置例	29
別紙 4 新公民館建築配置例	30
資料 1 敷地区域図	
資料 2 上水道幹線ルート図	
資料 3 下水道幹線ルート図	
資料 4 アスベスト調査結果	
資料 5 PCB廃棄物等の届出書	
別途配布の参考資料（CDにて配布）	
・琴浦公民館 CAD 図面	
・H3 琴浦・児島公民館改修工事図面	
・H8 身障者便所設置ほか工事図面	
・S47 琴浦公民館当初図面	
・過去の工事・修繕履歴	
・琴浦公民館煙突調査について	
・受水槽図面	
・地下重油タンク図面	

第 1 総則

1 本書の位置付け

本書は、倉敷市（以下「市」という。）が、倉敷市琴浦公民館建替事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定に当たり、応募者に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業において市が要求する性能の水準（以下「要求水準」という。）を示し、応募者の提案に具体的な指針を示すものである。

2 本事業の目的

琴浦公民館は、1972（昭和 47）年に新築・設置された。今年で築後 47 年を迎え、内部の設備だけではなく、外壁が露筋・欠損するなど、老朽化が進んでいるほか、耐震性も確保できていないため、この度、建替えをすることとした。公民館は、最も身近な公共施設であり、本事業は地域の生涯学習拠点を充実させるとともに、地域住民の交流の場を提供することで、活力と潤いのある地域社会の実現を目指すことを目的とする。

市は、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）を採用することにより、効率的で合理的な設計・施工を実現するとともに、工事の品質の向上、事業費の削減、事業期間の短縮など、より効果的な事業実施が図られることを期待するものである。

3 本事業の概要

本事業では、施設整備業務（設計、建設及び工事監理業務（既存施設の解体業務を含む。）、市民への説明業務等を行うこと。

(1) 事業名

倉敷市琴浦公民館建替事業

(2) 事業内容

- ① 既存施設の解体
- ② 新公民館の設計
調査、基本設計、実施設計
- ③ 新公民館の建設
建築工事・電気工事・設備工事等
- ④ 外構工事
- ⑤ 工事の監理

4 遵守すべき法制度等

本事業に関連する主な法制度等は、以下のとおりである。ただし、それ以外についても、本事業に関連する法制度等は、遵守すること。

(1) 法令等

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- ・ 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- ・ 商法（明治 32 年法律第 48 号）
- ・ 各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法

(2) 県・市条例

- ・ 岡山県建築物等の制限に関する条例（昭和 26 年 3 月 20 日岡山県条例第 10 号）
- ・ 岡山県福祉のまちづくり条例（平成 12 年 1 月 4 日岡山県条例第 1 号）
- ・ 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成 18 年岡山県条例第 64 号）
- ・ 岡山県自然環境保護条例（昭和 46 年 12 月 21 日条例第 63 号）
- ・ 岡山県環境基本条例（平成 8 年 10 月 1 日条例第 30 号）
- ・ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年 12 月 21 日条例第 76 号）
- ・ 岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成 13 年 12 月 21 日条例第 74 号）
- ・ 倉敷市公民館条例（昭和 44 年 6 月 25 日倉敷市第 35 号）
- ・ 倉敷市水道条例（昭和 43 年 10 月 15 日倉敷市条例第 72 号）
- ・ 倉敷市下水道条例（昭和 43 年 3 月 31 日倉敷市条例第 28 号）
- ・ 倉敷市都市景観条例（平成 21 年 9 月 30 日倉敷市条例第 40 号）
- ・ 倉敷市屋外広告物条例（平成 13 年 12 月 27 日倉敷市条例第 55 号）
- ・ 倉敷市福祉のまちづくり条例（平成 9 年 4 月 1 日倉敷市条例第 24 号）
- ・ その他関連する条例、規則等

(3) その他、本事業等に関する法令等

- ・防災拠点等となる建築物に関わる機能継続ガイドライン（平成 30 年 5 月国土交通省住宅局）

(4) 参考仕様書、参考基準

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・日本建築学会諸規準
- ・建築構造設計基準（平成 25 年国土交通省国営整第 38 号）
- ・電気設備工事共通仕様書及び同標準図
- ・建築工事安全施工技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・建設副産物適正処理推進要綱
- ・建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕課監修（最新版））

5 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

市は、事業期間中に、次の事由により、要求水準を変更する場合がある。

- ・法令等の変更により業務内容が著しく変更される時。
- ・天災又は不意の事故等により、特別な業務内容（災害復旧等）が常時必要になった時又は業務内容が著しく変更される時。
- ・市の事由により業務内容の変更が必要になった時。
- ・その他業務内容の変更が特に必要と認められることとなった時。

(2) 要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へに通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく事業者への支払金額を含め事業契約書の内容の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

第2 施設整備業務に関する事項

1 施設整備の基本方針

本事業に係る施設整備の基本方針は、次のとおりである。

- (1) 明るく、使いやすい施設であること
- (2) バリアフリーに配慮した施設であること
- (3) 維持管理がしやすく、維持管理料が安価であること

2 施設整備に係る基本要件

(1) 敷地条件等

項 目	内 容
所 在 地	倉敷市児島下の町9丁目2-27 (参考資料添付)
敷 地 面 積	1,997.01 m ²
用 途 地 域	商業地域
建 ぺ い 率	80%
容 積 率	400%
上 水 道	参考資料添付
下 水 道	
電 気	中国電力線による受給
ガ ス	プロパンガスによる受給

(2) 現施設の概要

既存公民館の概要は、下表のとおり。

建 設 年	1972年
構 造	鉄筋コンクリート造
階 数	3階建て
建 築 面 積	493.40 m ²
延 床 面 積	1,389.11 m ²
施 設 内 容	公民館本体、陶芸窯、受水槽、駐輪場
そ の 他	煙突用石綿断熱材使用

(3) 事業のスケジュール

施設整備スケジュールは、原則、次のとおりとする。ただし、工事を実施するに当たっては、周辺地域に支障のないように配慮し、実施すること。

施設	工事が可能な期間	施設の引渡し期限	供用開始
公民館	平成 31 年 11 月から施設の引渡し期限まで	平成 33 年 2 月末	平成 33 年 4 月

3 全体の要求水準

(1) 生涯学習・地域連携の場となる施設の創造

本施設は、生涯学習の場、地域の人材育成の場として整備する。また、地域住民の活動の場を広げる地域コミュニティの拠点として、また、地域の避難所となる防災拠点としての役割を發揮できる施設とする。

(2) 地域の風土への配慮

公民館のある琴浦地域は、南は、風光明媚な瀬戸内海に面し、北部には、由加山を有する丘陵地帯が広がっている。古くは、こんぴらさんとのお参りでにぎわった由加山の門前港町として栄え、土産物として重宝された真田紐^{ひも}などの繊維産業が興った。その技術は、足袋、学生服、ジーンズと形を変えながら引き継がれ、繊維産業の一大産地として現在に至っている。本施設は、これら、地域の自然や文化性を活かした快適な施設環境を確保するものとする。

(3) 景観への配慮

本施設の整備に当たっては、周辺の景観に配慮したデザインとすること。

(4) 環境への配慮

環境への配慮は重要な課題であることから、エネルギー負荷の抑制、自然エネルギーの有効活用、建築物の耐用年数の長期化等により、環境負荷の低減、人に優しい公共施設として、少なくとも以下のアからエまでの事項に配慮した施設整備を行うとともに、その効果が利用者に分かるように工夫すること。

ア 地球環境の保全

屋上緑化や壁面緑化などによる緑化の推進、土壌を含めた周辺環境の汚染防止など、地球全体の環境保全、向上に配慮すること。特に、屋上緑化や壁面緑化などは、市民の環境に対する意識を一層高めていく上で重要な取り組みであることから、積極的な導入に努めることが望ましい。

イ 負荷の抑制

施設の断熱や気密性の向上、日射のコントロール、空調及び換気方法の工夫などにより、建物の負荷の総合的な削減を図ること。

ウ エネルギー・資源の有効利用

エネルギーや資源を無駄なく効率的に使うことのできる設備を採用するとともに、エネルギー管理などによる継続的な効果の維持を図ること。また、水資源の有効活用、水道費用の削減

等の観点から雨水の有効利用を図ること。

エ 適正使用・適正処理

建設副産物や運用段階での廃棄物などの削減と再資源化を図ること。

(5) 施設のランニングコストの縮減

エネルギーの消費の抑制、安価なエネルギーコストの選択及びマネジメントシステム等により、施設のランニングコストの縮減を図ること。

(6) 建築設備への配慮

設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、附属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース、将来の改修や設備容量の増強のための予備スペース等に留意し、計画を行うこと。

(7) バリアフリー及びユニバーサルデザインへの配慮

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「岡山県福祉のまちづくり条例」、「倉敷市福祉のまちづくり条例」を遵守し、高齢者や障がい者等に対するバリアフリーに配慮するとともに、ユニバーサルデザインの考えを導入し、だれもが分かりやすく、利用しやすい施設とすること。

※「岡山県福祉のまちづくり条例」「倉敷市福祉のまちづくり条例」について、整備基準を満足させるとともに、誘導基準にも配慮すること。

(8) 安全性への配慮

本施設は、乳幼児から高齢者まで広く利用される施設であることから、事業敷地全体のセキュリティ対策も考慮に入れ、均衡の取れた死角のない防犯性の高い施設計画を行うとともに、施設内においても、利用者がけがをしないよう、利用者の安全に配慮すること。

(9) 近隣への配慮

建設工事に当たっては、粉じん及び石綿断熱材の飛散や搬出入車両の交通問題等、周辺環境への影響に十分留意すること。特に、建設機械等の使用に当たっては、低騒音型・低振動型及び排ガス対策型機械の使用に努めること。

(10) 仕上げへの配慮

ア 建物内外の仕上げは、周辺の建築物や自然環境との調和を積極的に図り、供用開始後の維持管理についても十分配慮し、保全・清掃が容易な施設となるよう工夫すること。

イ 仕上げ材の選択は、各機能の用途及び利用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で最適な組合せを選ぶよう努めること。

(11) 防災への配慮

本施設のある地域は、平成 16 年の高潮災害で浸水した地域であり、また、南海トラフ巨大地震における津波の浸水区域でもある。高潮や津波で施設が浸水しないように施設の基礎部分を 1m

かさ上げするとともに、自然災害や火災等の非常時における防災対策や、避難の安全性に配慮した施設とすること。

(12) 音と振動に対する配慮

本施設は、複数の機能を有する施設であり、運動や音楽等の活動を行う諸室を含むことから、当該諸室から発生する音や振動が、静粛性の求められる諸室へ悪影響を及ぼさないように特に配慮すること。

(13) 建物の長寿命化

ア 大規模修繕工事が最小限となるよう、建築・設備の更新、修繕の容易性に配慮した施設計画とすること。

イ 用途変更や改修に対応できるよう、十分な階高、設備や間仕切り変更が容易なフレキシビリティなど、長期使用に耐え得る十分な性能を確保すること。

(14) 愛される公民館づくり

本施設は、現在の利用者だけではなく、待合いや自由な居場所として、また、コンサートやイベント等の開催等、広く市民から愛され、親しまれる施設となる提案を行うこと。

(15) 琴浦らしい公民館づくり

琴浦地区は、江戸時代、由加山の門前町で売られた真田紐^{ひも}の生産に始まり、以来、繊維の町として栄えてきた。施設に「琴浦らしさ」の演出をすること。(例えば、ジーンズ・畳縁・真田紐^{ひも}等の活用)

4 公民館の規模等に関する要求水準

(1) 概要

新しい公民館の概要は、下表のとおり。

建築面積	約 590 m ² 程度
延床面積	約 590 m ² 程度
建物の構造	鉄筋コンクリート造、平屋建て
施設内容	会議室 1・2・3：各室約 55～60 m ² 会議室 4：約 25～30 m ² 調理実習室：約 50～55 m ² 工作室：約 50～55 m ² 和室：約 30～40 m ² 図書室：約 30～35 m ² 事務所：約 30～35 m ² トイレ、ホール、授乳室、給湯室 倉庫、外物置、陶芸窯 ※「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン(平成 30 年 5 月 国土交通省住宅局)」に基づき整備を行うこと。

(2) 開館時間

9時00分～22時00分（日曜日は9時00分～17時15分）

休館日：月曜日、祝日、年末年始

5 各施設整備に関する要求水準

詳細は、「別紙1」のとおりとする。

6 設計業務に関する要求水準

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、公民館を整備するために必要な基本設計と実施設計を行うこと。また、公民館整備に伴う各種手続きは、事業者の判断により実施すること。なお、本敷地整備に係る測量・ボーリング調査は、事業者の責任において実施すること。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画すること。また、具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 業務範囲

事業者は、本要求水準書及び事業者提案等に従い、基本設計及び実施設計を行うこと。

(4) 設計体制及び責任者の設置

事業者は、設計業務の責任者を配置し、設計体制と合わせて設計業務着手前に市に通知すること。

(5) 設計計画書の提出

事業者は、設計業務着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

(6) 設計内容の協議等

市は、事業者に設計の検討内容について、いつでも確認することができる。事業者は設計に当たり、市と協議を行うこと。

(7) 進捗状況の管理

設計業務の進捗管理は、事業者の責任において実施すること。

(8) 設計の変更について

設計の変更に関する事項は、事業契約書にて定める。

(9) 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、以下に示す設計図書等を市に提出して承認を得ること。提出する設計図書等は、最終的に事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属するものとする。

基本設計

- ・ 設計図 : 6 部
 - ・ パース図 : 6 部
 - ・ 基本設計説明書 : 2 部
 - ・ 意匠計画概要書 : 2 部
 - ・ 構造計画概要書 : 2 部
 - ・ 設備計画概要書 : 2 部
 - ・ 各技術資料 : 2 部
 - ・ 工事費概算書 : 6 部
 - ・ 諸官庁協議書、打合議事録 : 2 部
 - ・ 地質調査報告書 : 2 部
 - ・ 測量調査報告書 : 2 部
- ※書類等に合わせて、それぞれ電子媒体 1 式 1 部を提出すること。

実施設計

- ・ 設計図 : 6 部
 - ・ 実施設計説明書 : 2 部
 - ・ 数量調書 : 2 部
 - ・ 工事費内訳明細書 : 6 部
 - ・ 補助金申請用資料 : 2 部
 - ・ 構造計算書 : 2 部
 - ・ 設備設計計算書 : 2 部
 - ・ 備品リスト : 2 部
 - ・ 備品カタログ : 2 部
 - ・ 建物求積図 : 2 部
 - ・ 許可等申請、各種届出等 : 2 部
 - ・ 諸官庁協議書、打合議事録 : 2 部
- ※書類等に合わせて、それぞれ電子媒体 1 式 1 部を提出すること。

(10) 開発許可及び建築確認申請

都市計画法に基づく開発許可申請及び建築基準法に基づく計画通知を行う際は、申請前に市に事前に説明のうえ確認を受け、確認済証取得時には、市にその旨の報告を行うこと。また、申請前に、「岡山県 都市計画法に基づく開発許可申請の手引き」に基づく手続きを行うこと。

(11) 適用する基準等

「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（平成 30 年 5 月 国土交通省住宅局）」

に基づき整備を行うこと。また、特に構造面については、以下の基準等に基づくこと。

・ **施設の構造体耐震安全性の分類（避難所として利用）**

施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年版）」のⅡ類とする。木造により建設する場合においても、同等の分類とする。

・ **施設の非構造部材耐震安全性の分類**

施設の非構造部材耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年版）」のB類とする。

・ **施設の建築設備の耐震安全性の分類**

施設の建築設備の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年版）」の乙類とする。

・ **施設の構造計画**

施設の構造計画は、建築基準法によるほか、「日本建築学会諸規準」、「2007 年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年版）」に準拠すること。

(12) 国庫負担金等について

本事業は、国庫補助の申請を行う予定であり、国庫補助対象部分とその他を明確に区分する必要がある。国庫補助を申請するにあたり必要となる資料（工事費内訳明細書、図面等）を作成し、市に提出すること。

7 建設及び工事監理業務に関する要求水準

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、準備調査等、施設の建設、既存施設の解体及び外構工事等一切の工事及び工事監理業務を行うこと。

(2) 業務期間

施設の引渡し日に間に合わせるものとする。具体的な業務期間は、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 着工前の業務

ア 各種申請業務

事業者は、建設工事に必要となる各種許認可、届出等の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを市に提出すること。

イ 近隣調査及び準備調査等

- ・ 着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な施工と近隣の理解を得て、安全を確保すること。また、工事に関して近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得るよう努めること。
- ・ 本事業の工事が近隣の生活環境に与える騒音、振動、悪臭、粉じん、地盤沈下及び電波障害等の諸影響についてあらかじめ検討、調査し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。
- ・ 近隣対策の実施については、市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

工事に関する近隣からの苦情については、事業者の責任において適切に対応し、処理を行うこと。

- ・測量調査及びボーリング調査を行うこと。

ウ 着工時の提出書類

事業者は、工事の着手の前に、総合施工計画書、工事全体工程表等を作成し、市に提出して承認を得ること。

(4) 建設期間中の業務

ア 建設工事

事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の工事を実施すること。また、事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。さらに、以下の点に留意して検討を行うこと。

- ・事業者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置するとともに、所定の様式で市に報告すること。

(1) 現場代理人

(2) 専任の主任技術者又は監理技術者

(3) 専門技術者

- ・現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締を行うこと。ただし、市との連絡体制が確保されると認められた場合は、現場代理人の工事現場に常駐を要しないにすることができる。
- ・事業者は、施工状況を市に毎月報告するほか、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・市は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力するものとする。
- ・工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ・施工記録を用意して、市の完工確認に備えること。
- ・市が別途発注する第三者の行う設計、施工及び備品の搬入作業が事業者の業務に密接に関連する場合には、必要に応じて調整・協力を行うこと。
- ・騒音、振動、悪臭、粉じん、地盤沈下、水枯れ及び電波障害等の諸影響について、十分な対策を施すこと。万一発生した場合は、苦情処理等事業者の責任において適切に対応し、処理すること。
- ・工事により発生した廃棄物等は、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- ・工事により発生した廃棄物等のうち、その再生が可能なものは、積極的に再利用を図ること。
- ・隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理すること。
- ・工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施すこと。

- ・工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と協議し、運行速度、交通誘導員の配置、案内看板の設置、車両のタイヤの洗浄、道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。

イ 工事監理

工事を実施するに当たり、工事監理者をおくこと。工事監理者は、必要な工事監理を行い、事業者を通じて工事監理の状況を毎月市に報告し、市が要請した場合は、随時報告を行うこと。

(5) 完了後業務

ア 事業者による完成検査

- ・事業者は、自らの責任及び費用において、完成検査及び設備等の試運転を実施すること。
- ・完成検査及び設備等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに市に書面で通知すること。
- ・市は、事業者が実施する完成検査及び設備等の試運転に立ち会うことができる。
- ・事業者は、市に対して完成検査及び設備等の試運転の結果を検査済証やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

イ 市の完成確認

市は、事業者による前項の完成検査及び設備等の試運転の終了後、施設等について、以下の方法により完成確認を実施する。

- ・市は、事業者の立会いの下で、完成確認を実施する。
- ・完成確認は、市が承認した設計図書との照合により実施する。
- ・事業者は、設備等の取り扱いに関する市への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。

ウ 完成図書の提出

事業者は、市による完成確認の通知に必要な図書を市に提出すること。必要な図書は事業契約書において定める。なお、これら図書の保管場所を施設内に確保すること。

エ 完成確認後手続

事業者は、市による完成確認後、建築基準法第18条第18項に規定する検査済証、引継書を遅滞なく市に提出すること。

オ 引き渡し等の関連手続

市から施設の工事の完成確認通知を受領した後、引渡し予定日までに、施設を市に引き渡すこと。また、施設の引渡しの後に、事業者は市に対して設備等の操作説明等を行うこと。

カ 業務完了手続

事業者は、施設引渡し後、市に業務完了届を提出し市の履行確認を受けること。

(6) 保険

事業者は、自らの負担により、建設工事期間中、次の保険に加入すること。

ア 履行保証保険等

契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は、契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険とすること。

- ・対 象：施設整備業務に係る設計及び建設工事
- ・補償額：設計に係る対価の100分の10に相当する額以上
：建設に係る対価の100分の10に相当する額以上

イ 建設工事保険

工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償するものとする。

- ・対 象：本件工事に関するすべての建設資産
- ・補償額：本件施設等の再調達金額
- ・その他：被保険者を、事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び市とすること。

ウ 第三者賠償責任保険

工事中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償をするものとする。

- ・対 象：本件施設等内における建設期間中の法律上の賠償責任
- ・補償額：任意
- ・その他：被保険者を、事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び市とし、交差責任担保特約を付けること。

エ その他の保険

事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入すること。

8 既存公民館の解体に関する要求水準

既存公民館の解体に当たっては、施工計画書を作成し、市の確認を受けること。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を遵守すること。

解体材は適切に処分を行い、マニフェストを提出する。解体は基礎部分も含む。既存の杭は、地盤改良・保全等再利用を検討すること。また、再利用した杭の位置を記録すること。解体に当たり作業上必要な部分以外は、枠組み足場を組み全面を防音シート等で覆うこと。

残置の備品は、公民館本体と合わせて、事業者により適切に処分するものとする。

クスノキやサクラをはじめとした植栽は、すべて伐栽すること。

PCB廃棄物は、市の指定の場所に運搬すること。

アスベスト含有材が使用されている煙突用断熱材については、法令に従い、適切に処分を行うこと。

解体する施設

- ・公民館本体（鉄筋コンクリート造3階建て、建築面積：493.40 m²、延床面積：1,389.11 m²）
- ・受水槽
- ・駐輪場
- ・地下重油タンク
- ・陶芸窯
- ・外構

9 市民への説明業務

事業者は、施設整備の状況を説明するため、定期的に情報発信を行うこと。詳細は、提案による。

別紙1 施設設計要領

(1) 施設全体の要求水準

■基本整備水準	
建築	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の要求水準が満足される仕様とすること。 ・周辺住居への住環境に配慮し、公民館施設の配置計画を検討すること。 ・明確なゾーニングにより区分し、初めて訪れる人にとっても目的とする場所が容易に認識でき、分かりやすい諸室配置、空間構成となるよう配慮すること。 ・必要なサイン（案内表示、室名板、禁止表示等）を設置し、利用者に分かりやすいようにすること。 ・公民館施設利用者の動線に配慮すること。 ・色彩計画は、町並みに配慮するとともに、各諸室の利用目的や利用者層に適した色調とすること。 ・外部仕上げは、耐久性、メンテナンス性、美観に配慮した計画とすること。 ・本施設のうち、施設利用者が使用する場所に用いるガラスには、飛散防止措置を講ずること。 ・外壁、屋根等に用いる材料は、断熱性能、耐久、耐候、耐衝撃性の面で優れたものとすること。 ・仕上げは、メンテナンス性を考慮しできるだけ汚れにくいものとすること。 ・壁、柱、作り付け家具等の凸部は適宜面取加工とし利用者のけが防止に配慮すること。 ・使用する材料（建築資材等）は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に配慮したものとすること。 ・塗装及び接着剤（建築資材、備品含む）は、ホルムアルデヒド不検出のものとすること。また、各諸室における揮発性有機化合物の室内濃度は、厚生労働省が定める指針値以下であることとし、化合物は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、[ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、ポラジクトベンゼン] について、同法律に定める測定方法等を用いて確認すること。室内環境の測定及び対策は、完工検査前に測定を行い、対策が必要な場合には開館までに実施し、指針値以下であることを確認すること。 ・窓には、網戸を設置すること。
構造	
①耐震性能	「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（平成30年5月 国土交通省住宅局）」及び本要求水準書によること。
②耐久性能	・構造体は、「日本建築学会：鉄筋コンクリート造構造物の耐久設計施工指針(案)」に基づき、設計耐用年数(大規模補修不要予定期間)を65年以上として耐久設計を行うこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・上記指針適用対象外の構造体は、「日本建築学会:建築物・部材・材料の耐久設計手法」等を参考に、上記に準じた耐久設計を行うこと。 ・耐久設計に当たっては、構造体に係わる維持管理計画・維持保全計画を合わせて作成し、維持管理業務に活用できるようにすること。
③安全の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令第138条の工作物のほか、非構造部材及び手すり、建具、山留め、乗り入れ構台、装飾等についても計算により安全性を確認すること。
設備	
①一般事項	<ul style="list-style-type: none"> ・更新性・メンテナンス性に配慮した計画とすること。 ・良好な室内環境（温度、湿度、照度等）を維持、コントロールすることができるようにすること。 ・主要機器は原則として屋内設置とすること。 ・設備配管の凍結防止を考慮すること。 ・照度については特別な指定がない限り「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（最新版）によるものとする。 ・雨水及び汚水、雑排水の処理ルートが建築物の下部を通過しないこと。
②電気設備	
電灯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各諸室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等の設置及び配線工事及び幹線配線工事を行うこと。 ・各諸室の利用形態・空間に応じた適切な照明計画とするとともに、自然採光も有効活用しながら計画すること。 ・各諸室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等は、各諸室の用途に適した形式、容量を確保し、それぞれ適した位置に配置すること。 ・安全上考慮が必要な部分のコンセントについては、カバー・鍵付とすること。 ・一般照明器具については、省エネルギー型の製品（LED照明等）の採用や、容易に交換ができるよう配慮し、入手が難しい電球及び器具は極力使用しないものとする。 ・高所にある器具に関しては、容易に保守管理ができるよう配慮すること。 ・駐車場・駐輪場を照らす適切な外灯を設置する。外灯は、外構に設置し、自動点灯及び時間点滅が可能な方式とすること。 ・外構施設（建築物外壁部も含む）には、維持管理上必要な電源を適切に確保すること。 ・非常照明・誘導灯は、関連法令に基づき設置すること。 ・管理区分ごとに照明の一括管理ができるようにすること。 ・各諸室において照明の管理ができるようにすること。 ・機能に応じた灯具の演色性に配慮すること。 ・トイレ等、人が不在となることが多い場所は、人感センサー等により有効利用を図ること。

動力設備	<ul style="list-style-type: none"> 各空調機、ポンプ類等の動力制御盤の製作・配管配線・幹線配線等を行うこと。
受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> 受電方式は、低圧受電方式とすること。 電気負荷容量は各諸室のOA機器や調理器具を同時利用しても支障のないよう設定すること。
電話設備	<ul style="list-style-type: none"> 外線電話機は、事務室に設置すること。また、外線及び内線が施設内の各諸室相互に送受信できるものとする。 ダイヤルイン方式とすること。 防災用のモジュージャックを事務室内に設置すること。
情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> 公民館施設内でのインターネット利用を可能とすること。
放送設備	<ul style="list-style-type: none"> 放送設備は業務放送と非常用放送で兼用とし、消防法に定める設備を設置すること。
テレビ受信設備	<ul style="list-style-type: none"> テレビ受信設備は、ケーブルテレビに接続するものとし、事務所・会議室・和室に取り出し口設けること。
火災報知設備・ 防火防排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> 管理事務室に主受信機及び表示盤等を設けること。
配電・ 通信線路設備	<ul style="list-style-type: none"> 電力・電話回線等の引込み及び外構施設に供する配管配線設置を行うこと。 職員通用口に、機械警備用引込口、配管を設置すること。
コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> コンセントは、1箇所につき2口を基本とし、各諸室の電気器具の使用を想定した数のコンセントを設けること。 共用部には適切な維持管理ができるよう適宜コンセントを設けること。
緊急通報設備	<ul style="list-style-type: none"> トイレには、利用者に異常が生じた時のために、その事実を外部に知らせるための設備を設け、迅速な対応が取れるように必要な諸室に表示盤等を設けること。
③空調設備	
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 空調設備は、各諸室の用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。 各諸室で操作できるとともに、事務所で集中管理できるようにすること。
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> 換気設備は、各諸室の用途・目的に応じた換気システムを採用し、シックハウスの配慮した適切な室内環境を確保すること。 空気環境の測定基準に則した対策を行うこと。 各諸室にて操作できるものとする。
排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> オペレーターによる操作を極力伴わないもの、又は、オペレーターの設置がやむを得ない場合はワイヤー配管は、屈曲部分を極力設けないこととすること。
④給排水衛生設備	
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> 給水設備は直圧とすること。 給湯室及び調理実習室、工作室において、温水が利用できるようにすること。
排水設備	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内排水方式は、汚水と雑排水を別系統とする分流式とすること。

給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・高齢者の利用を考慮し、安全に配慮した給湯設備とすること。 ・維持管理のみに利用する水栓以外は、原則として給湯給水設備とし、シングルレバー水栓とすること。
衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃等維持管理を十分考慮し機器を選定すること。 ・多目的トイレはオストメイト対応とすること。 ・トイレの衛生対策、特に臭気対策には十分に配慮した計画とすること。 ・便器等の個数は、利用人数を考慮した計画とすること。
消火設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・各種設備は、法令で義務づけられている最小限度で設置すること。 ・施設各諸室の用途に応じ適切な設備とすること。
外構	
①植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・施設と調和する緑化に努め、環境及び景観の向上を図ること。 ・樹種については、周辺環境に調和するものとし、景観や通行者等の安全、将来的な維持管理のしやすさに配慮した樹種を選定すること。
②案内・サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・施設案内のためのサイン（館名板、案内用掲示板を含む）を適宜設置すること。 ・見やすく、ピクトサインを活用するなど、分かりやすいものとすること。 ・安全性に配慮した素材、形状とするとともに、設置位置についても通行者等の安全に配慮した位置とすること。 ・周辺環境・景観に調和したデザインとすること。
③敷地内舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の通路部分は、雨天時においても滑りにくい仕様とすること。 ・敷地内通路において、水たまりなどができないよう、適切な排水処理を施すこと。
④車両進入路	<ul style="list-style-type: none"> ・車両進入路と施設利用者の動線は明確に分離させるものとし、十分な安全対策を施すこと。 ・道路から駐車場への出入り口は、安全な位置に設けること。
⑤駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設利用者用に常時約40台程度の駐車ますを利用可能とすること。 ・各駐車ますの左右は、ダブルラインとすること。 ・駐車ますには、車止めを設けること。 ・駐車ますには番号を掲示すること。 ・駐車施設の仕様は、倉敷市と協議すること。 ・本施設への安全かつ利便性の高い動線が確保できるよう計画すること。 ・1台分を障がい者用の駐車ますとすること。 ・障がい者用の駐車ますから本施設出入口までは、雨に濡れず通行できるようにすること
⑥スロープ	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスへのスロープには、屋根を設置すること。
⑦駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根付きとし、原動機付自転車・自動二輪・自転車置き場を、建物配置や駐車場配置を考慮し、10台程度の駐輪台数を確保すること。

⑧その他	<ul style="list-style-type: none">・安全確保のため、適宜、車止め・安全柵等を設けること。・広報のお知らせ掲示板を設置すること。・人及び車の通行のための屋外灯を設置すること。・屋外灯は、自動点滅器及びソーラータイマー付きとすること。・陶芸窯（幅1,220×奥行990×高さ950）の設置スペースを確保すること。
------	---

(2) 各諸室の整備水準

会議室 1・2・3	
用途	講演会、音楽会等催し、体操、卓球等スポーツ、コーラス・民謡謡等音楽舞踊、 絵画・工作等芸術、会議など
規模	約 55～60 m ²
設置数	3 室（一体利用を前提とする。）
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・開放感のある空間とし、平均天井高は3.5m以上とすること。 ・3室は一体利用ができるように配置すること。室間は遮音性能のある可動間仕切り壁で仕切り、用途・利用人数に合わせて広さを変更可能とすること。 ・可動間仕切りは、間仕切り単体の遮音性能で50dB（500Hz）以上とすること。 ・スポーツ系の利用も想定した床材を選択すること。（適度な滑面性を備え、掃除もしやすいビニールタイル系の床材とすること） ・出入口の扉は引き戸とすること。 ・自然光を可能な限り確保すること。 ・自然光を調整できるよう窓にはブラインドを設置すること。 ・外部からの騒音に配慮した計画とすること。 ・隣室や階下等の他室や外部への音の影響がないよう、壁等には、適切な遮音性を確保すること。 ・折りたたみ椅子（200台）・机・卓球台等の収納庫を室に面して設置すること。 ・壁面にピクチャーレールを設けること。 ・会議室に隣接して、会議室の机・椅子、演台、ピアノ、卓球台などの備品を収納できる舞台兼倉庫を設置すること。備品類は安全に出し入れができるようにすること。 ・吊り物用バトンを設置すること。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・左右の隣接する諸室は、騒音・振動の影響が大きい室としないこと。
建築設備要件	<ul style="list-style-type: none"> ・有線LAN配線を行うこと。 ・音響スピーカー及びワイヤレスマイクを設置すること。 ・3室一体利用する場合にふさわしい音響設備を設置すること。（詳細については実施設計時に、市と協議を行うこと） ・アンプ設置場所からスピーカー設置場所まで、空配管を設置すること。 ・照明用ダクトレール及びスポットライトを設置すること。 ・卓球等のスポーツを行うために必要な照度を確保すること。 ・壁面跳ね上げ式の舞台（間口6m×奥行2.4m×高さ0.3m）を設置すること。 ・各室で適切な空調が行えるようにすること。

会議室 4	
用途	会議、講座など
規模	約 25～30 m ²
設置数	1 室
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣室の音が気にならない程度の仕様とすること。 ・ 自然光を可能な限り確保すること。 ・ 自然光を調整できるよう窓にはブラインドを設置すること。 ・ 出入口の扉は引き戸とすること。 ・ 壁面にピクチャーレールを設けること。 ・ 外部からの騒音に配慮した計画とすること。 ・ 床はカーペットタイルとすること。
他室との関係	・ 左右の隣接する諸室は、騒音・振動の影響が大きい室としないこと。
建築設備要件	-

工作室	
用途	工作、木彫、陶芸、盆栽、大正琴の演奏、レザークラフト、墨彩画、会議など
規模	約 50～55 m ²
設置数	1 室
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣室に対し、音が気にならない程度の仕様とすること。 ・ 出入口の扉は引き戸とすること。 ・ 壁面にピクチャーレールを設けること。 ・ 水や染料に強く、掃除がしやすく、変色しにくい床材を採用すること。 ・ 水や染料に強く、掃除がしやすく、テープが貼れる壁材を採用すること。 ・ 水や染料に強く、掃除がしやすく明るい天井材を採用すること。 ・ 水栓が2つ以上ある流し台（幅1200mm×奥行き600mm×高さ800mm）を2基、流し台の高さに合わせた戸棚を設置する。 ・ 自然光を可能な限り確保すること。 ・ 自然光を調整できるよう窓にはブラインドを設置すること。
他室との関係	・ 左右の隣接する諸室は、騒音・振動の影響が大きい室としないこと。
建築設備要件	・ 手元スタンド照明の使用を考慮した位置に、コンセントを設置すること。また、作業台を考慮しつつ、壁の四方及び中央部に十分な個所数を配置すること。

和室	
用途	講座、太極拳、囲碁、舞踊、着替え、茶会、会議など
規模	約 30～40 m ²
設置数	1 室
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入口には前室を設け、下足箱を設置すること。 ・ 前室入口には和風の格子戸等を設置し、雰囲気を演出すること。 ・ 前室と和室の間はふすまで区切ること。 ・ 窓には障子を設置すること。 ・ 窓側に板の間を配置し、畳の間と板の間の間は障子で仕切ること。また、板の間は、座卓が置けるようにすること。 ・ 畳の間は1 2畳以上確保すること。また、踏込を備え、可能な範囲で、周囲に板畳を設置すること。 ・ 床の間を設置すること。 ・ 押入（座布団、碁盤・碁石等収納）、物入（茶道具等収納）を設置すること。 ・ 置き炉を設置可能な部分を設けること。 ・ 茶道の活動を行うための床に炉を切ること。 ・ 壁の色は、畳との調和を基本に、落ち着いた色彩を採用すること。 ・ 壁面にピクチャーレールを設けること。
他室との関係	-
建築設備要件	-

調理実習室	
用途	調理実習、料理教室など
規模	約 50～55 m ²
設置数	1 室
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒用調理台（幅1800mm×幅900mm×高さ800mm、3口コンロ・ガスオーブン付）を壁面に沿って4台、講師用調理台（幅2400mm×幅900mm×高さ800mm、3口コンロ・ガスオーブン）を1台設置すること。市が調達する作業台を含めて、調理して試食ができる調理実習室を提案すること。 ・ 出入口の扉は引き戸とすること。 ・ 教師用調理台の手元が見える吊鏡を設置すること。 ・ 調理台上に換気扇を設置すること。 ・ 生徒用調理台の上に吊戸棚を設置すること。 ・ 床材は、水や油等の汚れに強く、清掃しやすい材料とすること。 ・ 排煙・換気に配慮すること。 ・ 調理台で温水が利用できるようにすること。

	<ul style="list-style-type: none"> 調理室に冷蔵庫と洗濯機を配置（市が調達）し、それぞれのコンセント、洗濯機用の排水設備を整備すること。 1m程度の高さの食器棚を配置し、炊飯器、電子レンジが利用できるコンセントを設置すること。 水や油に強く、掃除がしやすい明るい色合いの壁材を採用すること。 自然光を可能な限り確保すること。 自然光を調整できるよう窓にはブラインドを設置すること。
他室との関係	-
建築設備要件	<ul style="list-style-type: none"> 調理台ごとに特殊コンセント2口を設置すること。 ガス器具は、プロパンガス対応とすること。 ガス漏れ感知器を設置すること。

図書室	
用途	図書の閲覧、読書など
規模	約 30～35 m ²
設置数	1 室
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> オープンプラ方式とし、他の部屋や共用部との仕切りは書架、又は、低いパーティションで仕切るものとする。 部屋の一角に、幼児が素足で上られるコーナー及び授乳コーナーを設置する。 授乳コーナーは約1.5m²以上とし、安易に内部がのぞかれないように工夫すること。授乳用椅子を1台配置すること 什器及び書架は目線の高さまでとすること。（ただし、壁付けの什器又は書架を除く。） 床は騒音に配慮し、歩行音の発生の少ない材料を使用すること。 自然光を可能な限り確保すること。 自然光を調整できるよう窓にはブラインドを設置すること。 壁面にピクチャーレールを設けること。 1,200～1,300冊程度の書籍が収納できる書架を設置すること。 書架の強度は、図書を置いてもたわみが生じない棚の仕様とすること。 書架には地震等の際の転倒防止及び、図書等の落下防止対策を講じること。 書籍閲覧用のテーブル・椅子、机を必要数設置すること。 雑誌ラック・新聞ラックを設置すること。
他室との関係	-
建築設備要件	-

事務室		
用途	事務室、受付窓口など	
規模	約 30～35 m ²	
設置数	1 室	
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の受付・総合案内にも対応するため、カウンターを設置すること。カウンターは、事務室側30cm程度、エントランス側50cm程度とし、エントランス側は、座って書類に記入ができるようにすること。 ・ 出入口の扉は引き戸とすること。 ・ 郵便受け及び夜間図書返却ポストを設置すること。 ・ 自然光を可能な限り確保すること。 ・ 自然光を調整できるよう窓にはブラインドを設置すること。 ・ 壁面にピクチャーレールを設けること。 ・ 当日の予定が分かる行事予定板を設置すること。 	
他室との関係	-	
建築設備要件	-	

給湯室		
用途	利用者及び職員の給湯	
規模	約 5 m ²	
設置数	1 室	
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流し台を設けること。 ・ 壁、天井は耐火性のあるものとする。 ・ 温水が利用できるようにすること。 	
他室との関係	・ 関係諸室との連携を考慮し、使いやすい場所に設置すること。	
建築設備要件	・ 換気扇を設けること。	

倉庫		
用途	備品等の収納	
規模	合計約 20 m ² 程度	
設置数	提案による。	
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種設備の補修点検用器具、補修材料等の保管を行う倉庫を設けること。 ・ 適切なスペースを確保すること。 ・ 利用内容を考慮して配置すること。 	
他室との関係	-	
建築設備要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンセントを1室につき1箇所設置すること。 ・ 必要に応じて照明器具を設置すること。 	

外物置	
用途	外構で用いる芝刈り機や園芸用品の収納、陶芸用の土等の保管
規模	提案による。
設置数	提案による。
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の1階床下に、外部から出し入れできる外物置を設けること。 ・ 外構で用いる芝刈り機や園芸用品の収納、陶芸用の土等が保管できる容量を確保すること。 ・ 出し入れがしやすいように工夫し、出し入れ口が施錠できるようにすること。
他室との関係	-
建築設備要件	・ 必要に応じて照明器具を設置すること。

■ 共用部分の整備水準	
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床仕上げは、音が響きにくく掃除がしやすい床材を採用すること。 ・ 壁は掃除がしやすく、明るい色彩で、粘着テープ等の貼り剥がしがしやすい壁材を採用すること。 ・ 一部の天井付近には、多少重量のある絵画作品等も展示できるような、ピクチャーレール等の器具を適宜設置すること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な位置に、男性用便所（大便器2、小便器3、手洗い2）、女性用便所（大便器4、手洗い3）を配置すること。 ・ 多目的トイレを設置すること。 ・ 多目的トイレの便房内には、ベビーチェア、折りたたみ式ベビーベッド、補助便座、オストメイト用設備を設置すること。 ・ 防犯や非常時に対応できる設備等を整備すること。 ・ 衛生機器はすべて自動水栓とし、小便器は低リップタイプとすること。 ・ トイレは、暖房便座・ウォシュレット・擬音装置の機能を有しているものとする。 ・ 便房の装備等に応じコンセントを適切に設置すること。 ・ トイレブース内に、カバンを掛けたり置いたりする器具を設置すること。 ・ 手洗い場の鏡下に、化粧品の蓋等を置く棚を設置すること。
エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりやすい場所に配置し、円滑な動線が確保できるようにすること。 ・ 正面玄関は自動扉とし、風除室を設置すること。 ・ 雨水等を施設内に持ち込まないよう、雨水等対策のステンレスラインのマットを設置すること。 ・ 傘立てを設置する場所を確保すること。 ・ 施設案内板、利用者がその日の行事が分かる行事板、サインを設置すること。 ・ 広報などパンフレットの配付棚の設置スペースを確保すること。 ・ 受付に近い、分かり易い位置に、AED（自動体外式除細動器、市が調達）の

	設置スペースを確保すること。
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多人数の使用に配慮し、機能的で使いやすい仕様とし、幅員についても余裕のあるものとする。 ・ 安全で分かりやすい避難動線に配慮すること。 ・ 必要な場所に手すりを設けること。 ・ ポスター掲示及び人権啓発用の掲示板を2ヵ所以上設置すること。 ・ 壁面にピクチャーレールを設けること。 ・ 円滑に清掃が行えるようコンセントを適切に設置すること。
職員用通用口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正面玄関とは別に、職員用通用口を設置すること。 ・ 機械警備用機器の設置スペースを確保すること。

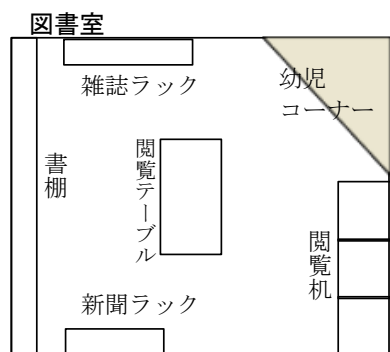
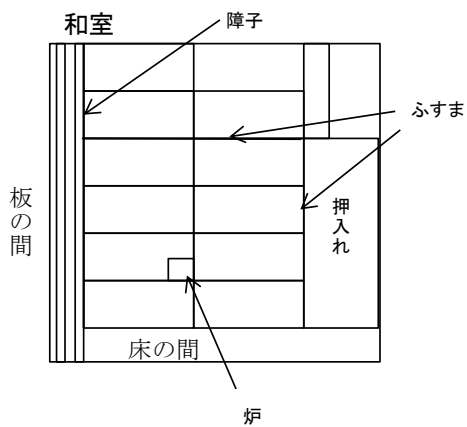
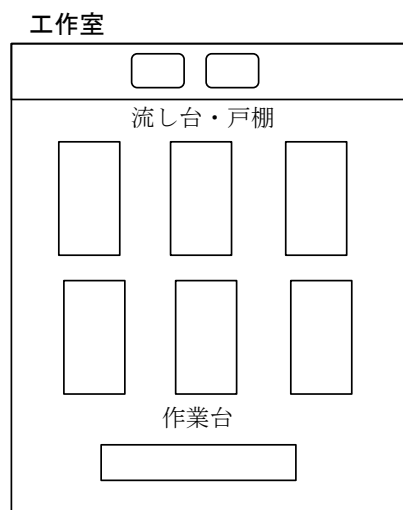
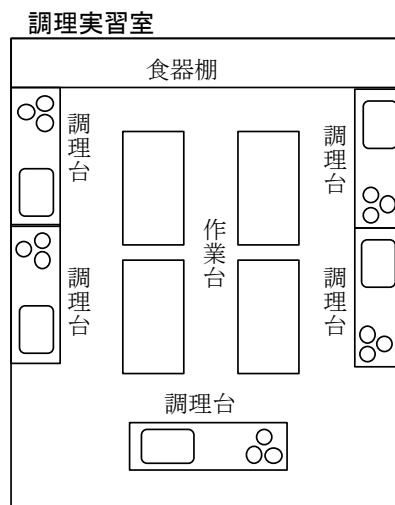
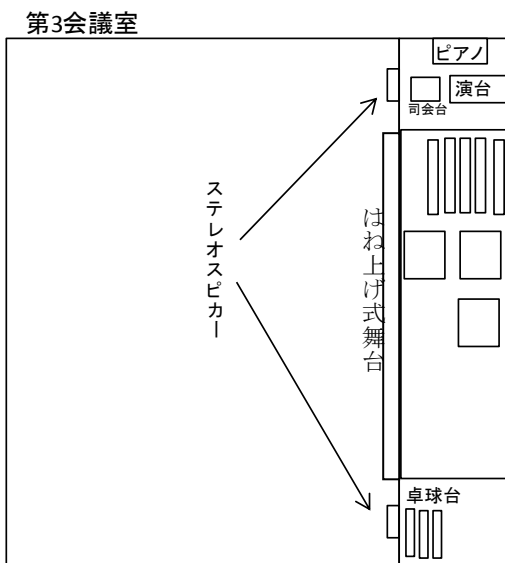
別紙2 公民館各室における設備（備品を含む）の整備区分

室名	整備区分		備考
	事業者による調達・整備	市による調達・整備	
会議室 1～3	スピーカー（左右対・天井） アンプ（1台） デッキ（1台） マイク（ワイヤレス4台） 司会台（1台） 演台（1台） 置物台（1台） 舞台（2.4m×6m） ブラインド ピクチャーレール スポットライト	長机（30台） 椅子（200脚） 姿見（1台） 電子ピアノ（1台） ホワイトボード（1台・既存）	会議室1～3は、可動式の間仕切りで仕切り、会議室3に隣接して舞台兼物置を整備します。また、舞台側には壁に据え付けてスピーカーを設置、また、天井にもスピーカーを設置してそれぞれの会議室でもアンプ、スピーカーが使えるようにしたい。
会議室4	ブラインド ピクチャーレール	長机（10台・既存） 椅子（28脚・既存） ホワイトボード（1台・既存）	
調理実習室	教師用調理台（1台） 生徒用調理台（4台） 食器棚（W1800×3台） 吊り戸棚（4基） 換気扇（5基） ホワイトボード（3枚） 天井鏡（1台） ブラインド ピクチャーレール	昇降式作業台（4台） 椅子（25脚） 食器一式 調理器具一式 冷蔵庫（1台・既存） 洗濯機（1台・既存） 電子レンジ（1台・既存）	教師用調理台を入口入ったところの中央に配置し、生徒用の調理台は左右に2台ずつ配置、中央には、昇降式の作業台を配置します。窓際には備え付けの食器棚を配置します。また、冷蔵庫、洗濯機を配置します。
工作室	流し台（2台） 戸棚（W1800×2台） ホワイトボード（3枚） ブラインド ピクチャーレール	教師用作業台（1台） 生徒用作業台（6台） 椅子（25脚） 電動ろくろ（1台・既存） ろくろ（6台・既存）	教師用作業台を入口入ったところの中央に配置し、生徒用の作業台を中央に配置します。流し台と戸棚を窓際に配置します。
和室	炉 ピクチャーレール	衝立（1台） 座布団（20枚・既存） 座卓（6台・既存） 茶釜（2台・既存） 火鉢（2台・既存） 碁盤・碁石（28組・既存） 大判碁盤・碁石（1台・既存） 姿見（1台・既存） 掃除機（1台・既存） 書画（1枚・既存） 書画（1枚・既存）	12畳の和室は、前室4畳とし、本室と前室の間をふすまで仕切ります。本室には茶道用の炉を切っておき、床は簡易床でも構わない。板の間と窓の間は障子で仕切り、板の間に座卓などの備品が置けるようにする。
図書室	書架 閲覧テーブル（1台） 椅子（7脚） 閲覧机（3台） 雑誌ラック（1台） 新聞ラック（1台） 幼児コーナーマット等 ピクチャーレール ブラインド	パソコン（1枚・既存）	テーブルを中央に配置し、一方の壁全体を書架とする。
事務所	行事予定板 ピクチャーレール ブラインド	事務机（4台・既存） 椅子（4台・既存） ロッカー（2台・既存） 更衣ロッカー（1台・既存）	玄関ホールにガラスで仕切ることができる窓口を配置。電話や情報線、消防設備などの機器

		書棚 (2台・既存) キャビネット (3台・既存) 金庫 (1台・既存) 複合機 (1台・既存) プリンター (4台・既存) 図書貸出・返却箱 (1台・既存) レターケース (既存) 食器棚 (1台・既存) テレビ (1台・既存) 冷蔵庫 (1台・既存) テレビ (1台・既存) 電子レンジ (1台・既存) 電気ポット (1台・既存) オーブントースター (1台・既存) パソコン (5台・既存) ゴミ箱 (1台・既存) ソファ (4台・既存) ローテーブル (1台・既存)	も集約する。
物置		棚 (6台) 脚立 (2台・既存) 道具箱 (1台・既存) 防災マット (10枚・既存) 防災毛布 (10枚・既存)	整理しやすい棚を配置する。
玄関・玄関ホール	行事予定板 (1か所) 郵便ポスト 新聞受け 記載台	傘立て (2台・既存) AED (1台・既存) AED 整理箱 (1台・既存) 公衆電話 (1台・既存)	玄関風除室に行事予定板を設置、また、傘たてや AED のラックを配置する。玄関ホールの公民館窓口には座って書くことができる記載台を配置する。
廊下	掲示板 (3か所) ピクチャーレール	コインロッカー (2台) クリーンロッカー (1台) 印刷機 (1台・既存) パンフレット台 (1台・既存)	廊下には手すりをつけてバリアフリーに配慮する。また、図書室裏の壁面を広大な掲示板とする。
その他	物置スペース	芝刈り機 (1台・既存) 掃除道具 (1式・既存) 自転車 (1台・既存)	1mのかさ上げをした空間に、外で使う掃除道具や草刈り機、陶芸のグループが使用する粘土や釉薬を補完するスペースを整備する。

別紙3 備品等の配置例

備品等配置例



別紙4 新公民館建築配置例

(寸法等は概ねの値です。現地を正とします。)

